

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第 4836 号

報 官

平成 20 年 5 月 27 日 火曜日

目次

〔省 令〕

- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）
- 建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三六）

〔訓 令〕

- 内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一七）

〔告 示〕

- 日本国に帰化を許可する件（法務二七九）
- 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約のドイツ連邦共和国による批准等に関する件（外務二九六）
- たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約のニカラグア共和国による批准等に関する件（同二九七）
- アジアハイウェイ道路網に関する政府間協定のラオス人民民主共和国による批准に関する件（同二九八）
- 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書へのスリナム共和国の加入に関する件（同二九九）

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のパキスタン・イスラム共和国による批准に関する件（同三〇〇）

- 平成二十年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働三一六）

- 中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業一一三）

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき登録簿の変更をした件（同一一四）

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同一一五）

- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六七〇、六七一一）

- 平成六年建設省告示第五百二十二号の一部を改正する件（同六七二）

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局二五四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 文部科学省 静岡県 三重県 大阪府

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

- 登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）

- 登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局、中部同）

〔資 料〕

- 閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

- 押収物還付関係

裁判所

- 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

- 教育職員免許状失効関係

会社その他

省 令

○厚生労働省令第十一号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二條第二項及び第二十三條第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年五月二十七日

厚生労働大臣 舩添 要一

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四京都府の款京都府上項位置の欄中「右京区」を「中京区」に改め、別表第五兵庫の款姫路の項管轄区域の欄中「及び姫路南公共職業安定所」を削り、「神崎郡」の下に「揖保郡」を加え、同款龍野の項管轄区域の欄中「姫路南公共職業安定所の管轄区域を除く。」を削り、同款姫路南の項を削る。

附 則

第一条 この省令は、平成二十年六月二日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○国土交通省令第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第六條第一項（同法第八十七條第一項、第八十七條の二及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年五月二十七日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）